

児童福祉施設等評価基準検討委員会の設置について

1 趣 旨

社会福祉基礎構造改革の一環として新たに規定された社会福祉法第78条第2項を踏まえ、児童福祉等に係る各種福祉サービスの質の公正かつ適切な評価に資するための措置として、第三者評価基準を策定するため、検討委員会を設置する。

2 児童家庭局所管サービスの第三者評価基準策定の背景

- ・改正社会福祉法の施行（第78条第2項）
- ・社会・援護局（福祉サービスの質に関する検討会）が、6月に「『福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ』について」を公表
- ・障害保健福祉部（障害者・児施設サービス評価基準検討委員会）も、6月に「『障害者・児施設のサービス共通評価基準』について」を公表

3 検討の方向（案）

次のように一階部分と二階部分で構成。

- ・一階部分
サービス内容と関係の薄い経営管理的事項については、社会・援護局が公表した社会福祉施設全般の試案を基礎とし、検討する。
- ・二階部分
入所児童等に対するサービス内容に関わる事項を中心に、保育所用、児童養護施設用、母子生活支援施設用、乳児院用等を作成。

4 検討委員会の性格と構成

- ・性格 : 児童家庭局長の私的諮問機関
- ・構成 : 学識経験者、サービス提供者、利用者からなる12人の委員で構成

5 検討スケジュール

- ・9月6日 第1回検討委員会開催（予定）、以後2～3回の委員会開催予定
- ・評価基準素案による試行事業を各施設種別毎に実施（今後要検討）
- ・基本的に12年度内に第三者評価基準を完成（目標）